



■ 第1 高山市の森林整備計画の考え方



第 1 高山市森林整備計画の考え方

- (1) 計画の位置づけ
- (2) 計画の性格と構成
- (3) 計画期間



■ 第1 高山市の森林整備計画の考え方

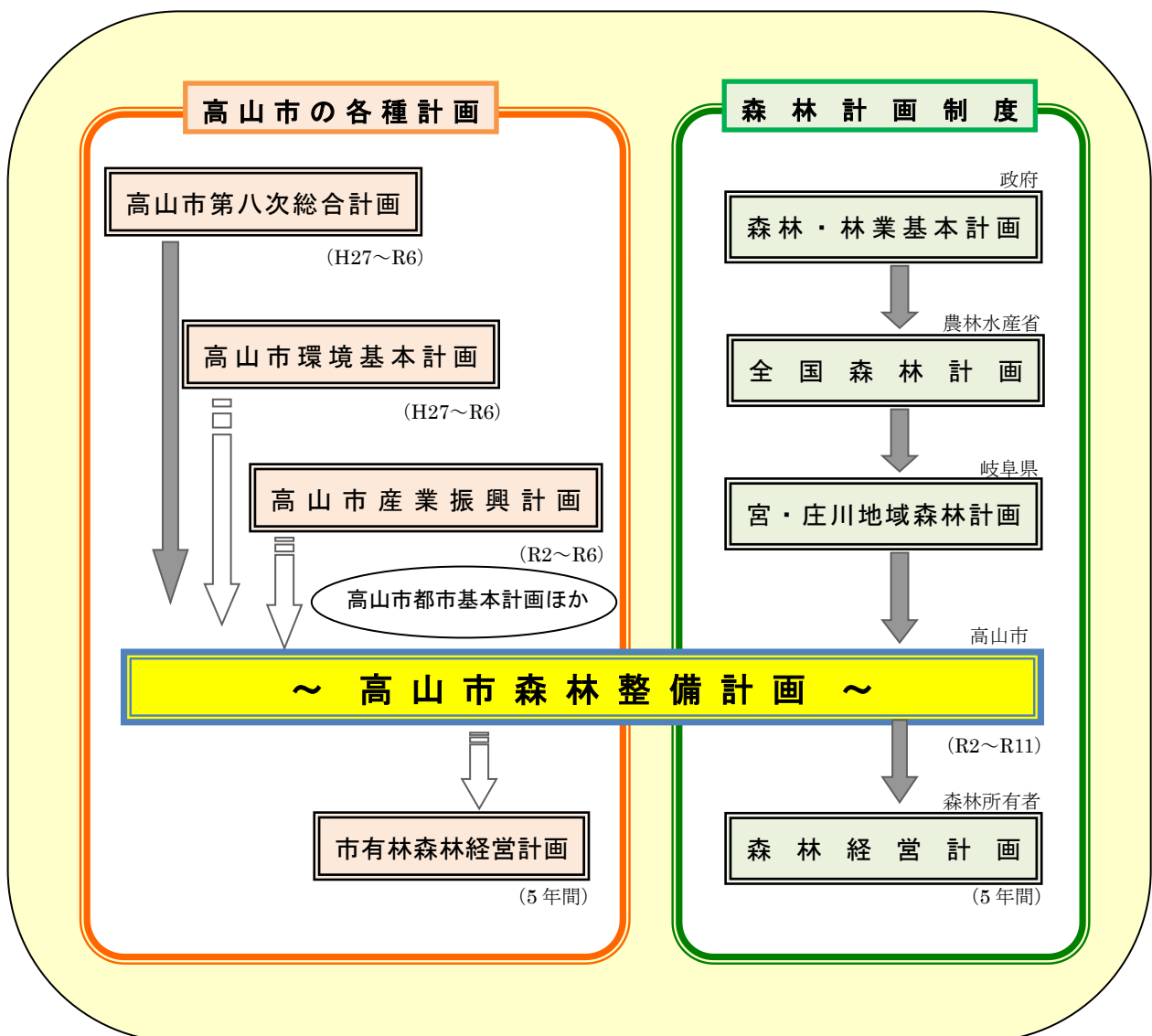


(1) 計画の位置づけ

『高山市森林整備計画』（以下「計画」という。）は、森林法第10条の5に基づき、高山市域における森林・林業に関する様々な課題の解決を図るため、市が講じる森林・林業に関する施策の方向、森林所有者や事業者が行う森林整備の基準を定め、課題解決に向けた取り組みを計画的に実施するために策定するものです。

また、『高山市第八次総合計画』や『高山市環境基本計画』、『高山市産業振興計画』など関連する各種計画との整合を図ります。（図1-1）

[図1-1 : 計画の体系]





■ 第1 高山市の森林整備計画の考え方



(2) 計画の性格と構成

計画では、森林法第10条の5に基づき定められた計画事項に、市における森林・林業の現状・課題を踏まえた対策の方向性、その実現に向けた基本施策などを新たに加えるなど、市民の皆さんにより分かりやすく、実効性のある計画としました。

また、計画は市の森林づくりに関する計画の最上位に位置づけるものとし、今後策定する諸計画と整合性を図るものとします。

(3) 計画期間

計画は、県が策定する宮・庄川地域森林計画の計画期間に合わせ、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、5年ごとに計画の見直しを行います。(図1-2)

なお、関連する各種計画の内容が変更された場合は、適宜必要な見直しを行います。

[図1-2 : 計画期間]

| 年度 | H27-30 | H31 | R2-5 | R6 | R7-10 | R11 | R12-15 | R16 |
|------------|---------------|----------|---------------|----------|---------------|----------|--------|-----|
| 宮・庄川地域森林計画 | 計画期間 (H27~R6) | | | | | | | |
| | | ↑ 見直し | 計画期間 (R2~R11) | | | | | |
| | | | | ↑ 見直し | 計画期間 (R7~R16) | | | |
| | | | | | | ↑ 見直し | | |
| 高山市森林整備計画 | 計画期間 (H27~R6) | | | | | | | |
| | | ↑ 見直し | 計画期間 (R2~R11) | | | | | |
| | | | | ↑ 見直し | 計画期間 (R7~R16) | | | |
| | | | | | | ↑ 見直し | | |